

令和3年第2回取手市教育委員会臨時会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年11月8日（月曜日）午後1時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
4. 欠席委員 教育委員 石隈 利紀
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 染谷 和之
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題
議案第55号 教職員の内申について（非公開）
議案第56号 教職員の内申について（非公開）
議案第57号 教職員の注意喚起について（非公開）
報告第25号 取手市教育委員会事務局職員の退職に係る人事異動について
報告第26号 取手市立公民館長の任命について
報告第27号 令和3年第4回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第11号）所管事項の同意について）

8 . 発言の記録

午後 1 時 30 分開会

教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は 4 名で定足数に達しております。令和 3 年第 2 回取手市教育委員会臨時会は、成立いたしました。

欠席の届け出が石隈委員からございました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去します。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせします。この後、議題となります議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 57 号については、教職員の人事に関する案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思えます。

お諮りいたします。議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 57 号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議ありませんので、議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 57 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

教育長（伊藤 哲）

それでは、議案第 55 号、教職員の内申について、議案第 56 号、教職員の内申について、以上の 2 件は関連した内容のため一括議題といたします。

本件について順次説明を求めます。森田教育参事お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は原案のとおり決定いたしました。

（非公開のため説明・審議は省略）

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は原案のとおり決定いたしました。続いて、議案第 57 号、教職員の注意喚起についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

教育長（伊藤 哲）

それでは、議案第 25 号、取手市教育委員会職員の退職に係る人事異動について、報告第 26 号、取手市立公民館長の任命について、以上の 2 件は関連した内容のため一括して議題といたします。本件は人事案件でございますが、既に発令された内容のため公開で審議をいたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

教育部長（田中英樹）

報告第 25 号、取手市教育委員会事務局職員の退職に係る人事異動について、及び報告第 26 号、取手市立公民館長の任命について、一括して報告いたします。

永山公民館長を務めておりました生涯学習課主事、再任用の浅野英男に、令和 3 年 10 月 31 日付けで市長部局への出向を命じました。今回の人事異動は、浅野主事から、市長と教育委員会宛に、令和 3 年 10 月 31 日をもって退職したい旨の退職届が提出されたことに伴い、同日付けをもって再任用の職を免ずるため、教育委員会事務局から市長部局への出向を命じたものです。この人事異動の発令を受けて、教育委員会事務局から市長部局に出向した後、同日付けで市長から免職辞令が交付されました。あわせて、この人事異動に伴いまして 11 月 1 日付で、後任の永山公民館長に生涯学習課主幹、中村義弘を任命したものです。

なお、今回の人事異動及び公民館長の任命については、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により教育長が専決したため、同条第 3 項の規定により教育委員会の会議に報告し、承認を求めるものです。以上でございます。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第 25 号及び報告第 26 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第 25 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 25 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。報告第 26 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 26 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第 27 号、令和 3 年第 4 回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 3 年度取手市一般

会計補正予算（第 11 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件について順次説明を求めます。まず、大手教育次長兼教育総務課長、次に飯山文化芸術課長お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは、報告第 27 号について御説明いたします。

令和 3 年第 4 回取手市議会臨時会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを報告いたします。

まず、資料の 21 ページ、令和 3 年度一般会計 11 月補正予算案の概要を御覧になってください。今回の補正予算の基本的な考え方としましては、3 点ございます。1 点目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業、2 点目に、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業、3 点目に、生活困窮者住居確保給付金の増額、このうち教育費に関する補正予算については、1 点目の臨時交付金活用事業に係る事業について、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の 3 つを柱とした対策を引き続き実施するものです。

次に、資料 5 ページ、補正予算書の第 1 表、歳入歳出予算補正の歳出の項目を御覧になってください。補正予算の総額は、歳出合計全体では 2 億 2,663 万 5,000 円の増額補正となりますが、教育費については 1,201 万 3,000 円の減額補正となります。臨時交付金については、契約額の確定等により発生した執行残額を減額し、その減額分を新たに実施する事業等に同額を充当する組替えを行います。教育委員会の事業の中でも、臨時交付金を活用して感染症対策として実施した学校施設等のトイレ改修工事など、契約差額をそのまま減額補正する事業と、新たな事業を実施するために新規に交付金を充当する事業の両方がございます。

それでは、一般会計補正予算第 11 号のうち、教育費に関連する主な歳出について御説明いたします。資料は、最終ページ、26 ページにあります活用事業一覧を御覧になってください。まず、市民生活支援の項目 4、要保護・準要保護世帯支援事業 439 万 1,000 円は、学校の臨時休業を実施したことにより給食が提供できなかったため、要保護・準要保護認定を受けた児童生徒に対して、実施期間中の給食費を支給し、支援するものです。支給対象者は、小学校で 511 人、中学校で 302 人の合計 813 人となり、給食予定日 1 日当たり 300 円を支給いたします。

次に、項目の 5、電子図書館事業 440 万円は、令和 2 年度から実施している電子図書館事業について、令和 3 年度についても臨時交付金を活用して、電子図書館の蔵書を充実させることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組を継続するものです。その財源については、臨時交付金の対象となることから、財源充当を変更いたします。

次に、感染拡大防止の項目 13、教育委員会・小中学校オンライン化推進事業 273 万 9,000 円は、オンライン会議や分散勤務の促進のため藤代庁舎と教育総合支援センターの教育用ネットワークの無線環境の整備を行います。あわせて、オンライン授業等の著作物をインターネット回線上で配信可能とするため、授業目的公衆送信補償金の措置を行います。

次に、項目 14、小中学校等の感染症予防対策事業 176 万 2,000 円は、教育総合支

援センターの環境整備に関するもの及び日本語翻訳機の導入が主な内容となります。まず、環境整備に関するものとして、トイレの自動水洗化工事、空気清浄機の購入及びエアコンを設置することで、より一層の感染症対策の実施と児童生徒の学習環境を整備するものです。また、多目的室に残置されていた不要設備を撤去し、スペースの確保を行います。次に、日本語翻訳機の導入については、日本語指導を必要とする児童生徒への教科学習の支援の過程で、日本語指導員等が児童生徒との対人接触の機会を減らすことで、感染リスクの軽減を図るものです。

次に、項目 15、公共施設の感染症予防対策事業 785 万 4,000 円のうち 609 万円は、戸頭公民館と一体で活用している戸頭地域子育て支援センター 2 階会議室及び相馬公民館ロビーの空調機について、老朽化が著しいことから、新規に空調機の入替えを実施し、快適な環境を保持するものです。教育委員会所管事業の説明は以上となります。

教育長（伊藤 哲）

続いて、飯山文化芸術課長お願いします。

文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課所管について御説明いたします。資料の項目、経済支援 6 番、壁画制作事業です。こちらは、コロナ禍で活動機会が減少した取手市在住及び取手市での活動拠点がある芸術家への経済支援として、劣化の目立つ壁画 2 本の修繕と、今後の修繕計画策定のための現状調査を実施するため 317 万 7,000 円を計上しております。

続きまして、経済支援 9 番、指定管理者施設休業支援金・利用制限支援金 560 万 9,000 円のうち、市民会館・福祉会館休業支援・利用制限支援金として 170 万 5,000 円を計上します。市民会館及び福祉会館の指定管理者である公益財団法人取手市文化事業団に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 8 月から 9 月の休館分と、令和 2 年度中の利用制限に対する減収分の支援金として 170 万 5,000 円を支給するものです。以上となります。

教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。要保護・準要保護世帯支援事業のことについて伺わせてください。お話の中で、小学校の子どもたちが 511 名、中学校が 302 名という説明がありました。これを給付する期間ですが、これはいつから給付するような形になるのでしょうか。

教育長（伊藤 哲）

直井課長。

学務課長（直井 徹）

はい。今回の給付に関しましては、9 月の臨時休校、分散登校分ということで、次回の定例会に要綱のほうを提出させていただいて、年内に支給したいと考えております。

教育委員（小谷野守男）

了解、わかりました。ありがとうございます。

教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。電子図書館整備事業についてお伺いしたいんですが、電子図書館のほう利用させていただいておりますが、サービスで貸出しできる本も着々とふえてきておりますが、この本の選定はどのように行われているんだろうと、一利用者として常々疑問に思っておりました。その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

教育長（伊藤 哲）

大手次長。

教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

お答えいたします。電子図書館の選定についてということなんですけれども、まずは図書館のホームページの中で、電子図書館のページが別建てのシステムになっておまして、そこに電子図書館のそれぞれのコンテンツを登載して、利用させていただいているような形にはなっているんですけども、一つ一つのコンテンツについての選定については、基本的には紙の図書と同じような形で、毎週のスパンで、そのシステムを扱っている業者のほうから選定資料のレビューが送られてきまして、こちらについては紙の図書と同じように、ジャンル別でその時々の新刊の電子書籍のコンテンツの案内が、それぞれの書誌、中身の内容の説明と同時に掲載されておりまして、そちらと実際の電子図書館の利用については、特に高齢者の方々、それと日中に図書館に足を運ぶことができないビジネスマン、それと児童を対象としたものがあるんですけども、それぞれについて過去の電子書籍の利用状況を勘案して、利用の見込めるようなコンテンツを選定しています。ただ、画面の書籍と違うのは、紙の書籍の場合は、購入したものが図書館の財産になる、蔵書になるわけなんですけど、電子書籍の場合には、基本的には1年あるいは2年の使用権がつくというだけのものになりますので、ある程度、紙の書籍を選定するときよりは実験的な試みで、利用のありそうなものについて選定しているのではないかなというふうに思います。

教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。紙の書籍につきましては、市民のほうから、こういう本を買ってくださいという意見を述べることができ、入れていただいたときには借りられるという形なんですけど、今後、電子のほうはそのような購入方法の展開はお考えでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

今のところ、電子書籍については、いわゆる利用者からのリクエストというものは受けていないような状況です。それと、先ほども申し上げたとおり、その電子書籍のコンテンツが利用できる期間が限られているということもありますので、ある程度、短期間の中で入れ替えていくような形での選定というのが中心になると思いますので、そういったことから考えましても、利用者のリクエストというのは電子書籍の場合は、今のところは考えていかないのかなというふうに思います。

教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。猪瀬委員。

教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。13番の教育委員会・小中学校オンライン化推進事業のことでちょっと教えていただきたいのですが、この授業目的公衆送信補償金というのは、どのようなものなのでしょうか。

教育長（伊藤 哲）

直井課長。

学務課長（直井 徹）

基本、学校校内で授業等ですと、著作権のほうが無効されている部分がありまして、コピーして配ったりとか、それを展示したりとか、かなり自由にできるんですが、実際に今度オンラインで送信する場合には、その一つ一つに著作権がかかってくるんですね。何かをやるたびに、それぞれの著作権者を探して、そこに交渉してお金を払ってということだと、多分、日本全国で授業が成り立たなくなってしまうので、こういう1つの団体ができまして、そこに授業目的公衆送信補償金を払うことによって、音楽ですとか、いろいろな多方面、出版ですとか、そういったところが全てクリアされて授業に使えるというものです。

教育委員（猪瀬哲哉）

では、教科書全体にもう一括して払ってしまうような形と。ちなみに、お値段なんていうのはおわかりになるのでしょうか。

学務課長（直井 徹）

1年間当たり、小学校ですと児童1人当たり120円、中学校ですと180円という計算で、今年度につきましては月割り、9月分からの7か月分で70円。10円の7か月で70円と、15円の7か月で105円、1人につきお支払いするようになります。

教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。

教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。小谷野委員。

教育委員（小谷野守男）

ごめんなさい、さっき聞けばよかったのかもしれないですけど、あと2つばかり伺いたいんです。1つは、6番の壁画制作事業関係のやつで、芸術家の方々、活動機会が減少した芸術家の方々、これは何名ぐらい対象にしているものなんでしょうかというのが1点目です。

それから、2点目なんですけど、14番のところの中でありました日本語翻訳機の件なんですけど、これは幾つぐらい購入予定でしょうか。以上です。

教育長（伊藤 哲）

まず、飯山課長。

文化芸術課長（飯山貴与子）

壁画1か所当たり大体130万円と考えております。そのうちの保険等を除きますと、100万円ぐらいが人件費に充てられるかと思っております。そうしますと、日当が時間にもよるんですが、1万2,000円から1万5,000円。となりますと70人、80人、大ききにもよりますので、一概には言えないんですが、そのような延べの人数で計上

しております。

教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。

教育長（伊藤 哲）

2番目の質問ですね。こちらは大越課長。

指導課長（大越 茂）

はい。翻訳機の導入について御説明をいたします。今回、購入を考えているものがポケットクというものでして、スマートフォンよりも若干小さいサイズのものになります。現在、市内には日本語指導を必要とする児童生徒が13名おります。今回は15台を購入する予定でございます。以上です。

教育長（伊藤 哲）

ほかにございますか。よろしいですか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第27号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第27号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第27号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上で今臨時会に付議されました事件の審議は、全て終了いたしました。

令和3年第2回教育委員会臨時会を以上で閉会といたします。

午後2時08分閉会